

第87回統計委員会議事録

1 日 時 平成27年5月28日（木）10:00～10:56

2 場 所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、北村委員長代理、川崎委員、黒澤委員、西郷委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、前田委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 統計委員会委員の発令等について
- (2) 諮問第79号「経済産業省生産動態統計調査の概要について」
- (3) 統計委員会専門委員の発令等について
- (4) 部会の審議状況について
- (5) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第87回統計委員会を開催いたします。

なお、本日は白波瀬委員が御欠席です。

まず、委員の任命の件です。本日、5月28日付けで、統計法第47条第1項の規定に基づき、資料1のとおり、宮川努学習院大学経済学部教授が内閣総理大臣から統計委員会委員に任命されております。

宮川先生、一言御挨拶いただければと存じます。

○宮川委員 おはようございます。

本日から統計委員を拝命いたしました、学習院大学の宮川でございます。

よろしく願いいたします。

○西村委員長 次に、部会に所属すべき委員の指名の件ですが、統計委員会令第1条第2項の規定により、「部会に属すべき委員は、委員長が指名する」とされております。資料2のとおり、本日付けで発令されました宮川委員には基本計画部会に所属していただきます。よろしく願いします。

それでは、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

ただ今、西村委員長からお話がありましたとおり資料1として本日付けで任命された統計委員会委員名簿、資料2はその委員の部会への配属を示すものです。また、本日は諮問が1つあります。資料3として、経済産業省生産動態統計調査の変更についての諮問、資料4として、それに伴って任命される統計委員会専門委員名簿、資料5は、それらの専門委員の部会への配属を示すものです。資料6で3月に諮問されました経済センサス-活動調査の変更に関して、サービス統計・企業統計部会の審議状況について、御報告いただきます。

私からは以上です。

○西村委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

諮問第79号「経済産業省生産動態統計調査の変更」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付審査官 政策統括官室の澤村です。

それでは、資料3を御用意ください。資料3の一番上の紙でございますように、今般、経済産業省が実施しております経済産業省生産動態統計調査の変更につきまして、同省大臣から総務大臣に対し、変更の申請がありました。

この承認の適否を判断するに当たりまして、統計法の規定に基づき統計委員会の意見を求めさせていただくものです。

資料3の参考「諮問の概要」という数枚のペーパーがございますので、それをお手元に御用意ください。

この参考をめぐっていただきまして、通し番号で3ページになります。まず、この経済産業省生産動態統計調査について、説明させていただきます。

この調査は鉱工業生産の動態を明らかにし、関連する各施策の基礎資料を得ることを目的として実施されているものですが、鉱工業生産指数IIPや、四半期のGDP推計、GDP速報にもその資料として活用されております。

また、今後は年次推計の基礎資料としても活用されることが予定されております。

このように同調査につきましては、その利用の状況から見まして、従来にも増して適切に品目を見直すなどして、生産動向をよりの確に把握することが求められているところです。

この調査は、約1,600の品目について、1万7,000の事業所を対象に実施されております。

この品目の選定に当たりましては、業種間横並び、また、統一的な見直しをするために統一基準を同省で定め、その基準に基づいて品目の見直しを行っているところです。

また、調査は108の月報で実施しております。月報といいますか、調査票という位置付けのものですが、これで調査を実施しております。

「調査組織」のところにありますように、品目によってこの調査は3つの系統で調査を実施しておりますが、全ての系統においてオンライン報告も可能な状況となっております。

裏面4ページです。今回の主な変更内容ですが、先ほど申しました統一基準に従いまして、今般、調査票の新設及び調査品目の削除を予定しております。

まず「調査票の新設」ですが、上の部分にありますように、「紙おむつを生産する全ての事業所を対象とした調査票『紙おむつ月報』を新設する」としております。この背景には、従来の乳幼児用紙おむつに加えまして、高齢化を背景にした大人用紙おむつの国内需要が増加し、その生産額を合わせますと、約2,000億円以上の出荷額で推移しているというところです。

この4ページの下の方に統一基準の抜粋が記載していますが、そのiiiというところで、1,000億円以上でこれまで調査されていない商品かつ調査が可能なものは品目として採用するという統一基準に従いまして、今般、この調査品目として採用するというものにしていくものです。

一方で「調査品目の変更」としまして、「有機薬品及び写真感光材料月報」の調査品目のうち、3つの製品につきまして、これを削除することとしております。これにつきましては、3品目を生産する事業所が少ないことから、近年、秘匿措置という形で結果も公表されておらず、また、品目の生産高も少ないということから、この同じく統一基準に従いまして、平成28年調査からこれを削除しようというものです。

2ページを御覧いただけますでしょうか。

ただ今説明したような調査票の変更、削除に加え、今回は集計事項についても見直しを計画しております。

これは集計表の中身自体を変更するというものではありませんが、この調査は先ほど申しました108種類の調査票をベースにして、約190種類に及ぶ膨大な集計表様式を作成、提供しているところです。

現在の集計表につきましては、調査計画に添付されているところではありますが、それぞれの品目、調査事項を表頭、表側に記載するという形で公表されておりますので、利用する際になかなかその必要な調査票を探すというところに手間がかかる場所がありました。今回、その集計事項につきまして、横断的な把握を容易にするために、調査事項であ

るとか品目が、横断的、一覽的に見られるような形に変更いたしまして、利用者の利便増進を図ることとしているものです。

その他、一部の調査票につきまして、提出部数を低減し、報告者負担の軽減を図ることとしております。

また、ここの「2 審議すべき重点事項」の（3）ですが、この調査につきましては、前回、平成25年の答申におきまして、今後の課題として2つの事項が付されております。

一つは、先ほど来説明しておりますこの統一基準ですが、その中でいわゆる裾切り、小規模事業所を調査対象から除外するという措置につきまして、従業員数を基本として、現在統一基準には定められておりますが、前回答申の際に、従業員数だけではなく生産額、出荷額、母集団の大きさ等についても考慮する仕組みを講ずるべきではないか、そのような方向で検討すべきではないかと御指摘いただいております。

このため今回の変更にあたりまして、統一基準の見直しを計画されておりますので、その内容を御確認いただくということになります。

ちなみに、本調査は従来この統一基準の内容を中心に諮問、審議を行っている経緯があります。今回も、前回答申の課題に対応した統一基準の見直し状況を確認することとしているため、諮問させていただくものです。

また、今回の審議におきましては、この統一基準に沿った品目の見直しが適切に行われているかを併せて確認していただければと考えております。

前回課題の「イ 一部調査品目等の一般統計調査への移行」の部分につきましては、前回、特殊事情的に一部の調査におきまして、この基幹統計調査からは廃止し、一般統計調査に移行しているわけなのですが、そのような形での移行を考える場合には十分に検討するというような報告者負担の軽減にも配慮すると御指摘いただいておりますので、その点についても、今回確認させていただくこととしております。

私の説明は以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

本件は産業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見はございますでしょうか。

それでは、本件は産業統計部会で御審議いただき、その結果について、本委員会に御報告いただくこととしたいと思います。

西郷部会長、よろしく願いいたします。

○西郷委員 かしこまりました。

○西村委員長 追加ですけれども、経済産業省生産動態統計というのは非常に重要な統計ですので、できるだけ前広に、問題点がもしありそうなことであれば、それも諮問とかそういう形では無理かもしれませんが、できるだけ前広に討議していただいて、改善点があればそれをできるだけ反映するような形で、プロアクティブに早く開示するような形でしていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それでは、次の議事に移ります。

今回諮問された経済産業省生産動態統計調査の審議に参加していただくため、資料4のとおり1名の専門委員を本日5月28日付けで任命していただきました。結果「部会に所属すべき専門委員」については、資料5のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、サービス統計・企業統計部会に付託されています「経済センサス - 活動調査の変更」の審議状況につきまして、廣松部会長から御報告をお願いいたします。

○廣松委員 それでは、サービス産業統計・企業統計部会の審議状況について、報告いたします。お手元の資料6を御覧ください。

まず「1 部会の開催状況等」ですが、経済センサス - 活動調査の変更に係る部会審議は計5回を予定しており、4月の統計委員会以降、第3回の部会を5月8日、第4回の部会を5月21日にそれぞれ開催いたしました。

なお、第3回の部会の議事概要は、お手元の一番後ろ、参考3として添付しておりますので御参照ください。第4回の部会に関しては、今、確認中です。

次に「2 部会における主な審議等」です。第3回及び第4回の部会における審議内容について、「審議の概要」「委員及び専門委員の主な意見」、最終的な取りまとめの3つのパートに分けて整理いたしましたので、順に説明いたします。

第3回部会ですが、資料の1ページ目を御覧ください。審議の内容ですが、報告を求める事項及び報告を求める期間等の変更計画の内容について、審議を行い、いずれも変更内容は適当と整理いたしました。

このうち「エ その他の主な調査事項の見直し」については、諮問時の統計委員会においても意見のありました、主産業ではなくて従産業に係る商業マージンを中心に審議を行いました。

部会審議では、まず、事務局から、資料6の4枚目に当たりますが、参考資料2に基づき説明がありました。さらに、産業連関表担当にも確認したところ、これまでも商業マージン額の推計には、主産業の情報のみを用いているとの説明がありました。

これを踏まえて、出席した委員からは、従産業の商業マージン率については産業ごとに異なりますので、主産業と区別して利用すべきとも考えられる一方で、従産業においては商業マージン額が小さいことから、そのマージン率の利用により、マージン推計額の安定性を欠くとも考えられ、したがって、商業活動のうち、主産業として行われたものが大宗を占めるのであれば、安定的な推計の観点から、主産業のマージン率のみを用いる現行の推計方法は妥当と考えるとの意見がありました。また、国民経済計算を所管する内閣府からも、今回の変更によって推計に影響が生じることはなく、問題はないと説明いただきました。

このため部会といたしましては、当該調査項目の変更は適当と判断いたしました。

次に、資料6の2ページ目に戻っていただき、大型商業施設等の管理会社等への調査員

業務の委託についてです。

こちらにつきましては、出席した委員から、管理会社等に調査員業務を委託することについて、報告者に抵抗感があるのではないかという御指摘があり、それに対して調査実施者からは、封入による回収やオンラインによる回答により、情報保護に配慮することが可能であるとの回答がありました。

また、出席した委員からは、調査員業務の委託先となる会社等の範囲について質問があり、調査実施者からは、管理会社以外の第三者にまで範囲を広げることは想定していないこと、今回の状況を踏まえ、次回以降すなわち平成33年調査以降ということですが、検討していきたいという説明があり、最終的に部会としては、変更内容は適当と整理いたしました。

第3回部会の概要は以上のとおりです。

次に、第4回部会の状況です。資料6の2ページの後半を御覧ください。

審議の内容ですが、直轄調査の拡大、集計表の統合追加等といった変更事項について、いずれも適当と判断いたしました。

「消費税の集計方法の見直し」及び「労働者区分の見直し」については、第Ⅱ期基本計画での指摘を踏まえて、政府部内に設置されました産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議において、昨年4月から検討が行われ、去る5月19日にガイドラインという形でまとまったということでしたので、事務局からそのガイドラインの内容について説明を受けました。

なお、ガイドラインを踏まえた今回の経済センサス - 活動調査における変更計画の適否等については、本日の統計委員会におけるこのガイドラインに関する質疑等の状況も踏まえながら、次回部会において審議することとしております。

最後に、前回の統計委員会答申における今後の課題についての対応について審議を行いました。前回の統計委員会の答申では、全産業における企業の内部取引額の把握可能性について検討することが課題として付されております。

この課題に対して、調査実施者からは検証結果と企業へのヒアリング結果を踏まえて、今回調査での対応は困難との説明がありました。

これにつきまして、出席した委員から、今回調査での対応が困難なのは理解できるものの、一方で企業全体及び企業グループの生産活動を把握することは非常に重要であることから、企業の内部取引額の把握については、引き続き検討してもらいたいという意見がありました。

このため最終的に部会としては、今回調査での対応が困難との調査実施者の説明は妥当なものとしたしましたが、第Ⅱ期基本計画において、課題として検討が求められていることを踏まえ、政府統計全体の課題として、第Ⅱ期基本計画の枠内での取組を進めていただければと考えるというように整理いたしました。

部会審議の概要は以上ですが、次に、部会の今後の開催予定及び進捗状況です。資料6

の参考資料1を御覧ください。

第5回の部会は来月6月4日に開催し、残る審議事項について審議した後、答申（案）について審議することとしております。その結果につきましては、6月25日に開催が予定されております統計委員会において、私から御報告いたします。

最後に、第4回部会の議事概要のところでも御説明いたしましたが、事務局から説明がありました「消費税の集計方法の見直し」及び「労働者区分の見直し」に係るガイドラインについては、他の統計調査にも関連することから、部会長としてはこの後事務局から内容を説明していただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

今の御提起の「消費税の集計方法の見直し」、「労働者区分の見直し」というのは、いずれも第Ⅱ期の基本計画で課題として取り上げられたものです。

その課題に掲げられた必要な見直しを推進するために政府が取組を行ってきており、この度ガイドラインが定められたということです。

今回、サービス統計・企業統計部会において議論されているのは、この「経済センサス-活動調査の変更」についての諮問ですので、ガイドラインそのものについては今回の審議対象ではなく、必要とあれば、恐らくそうなると思えますけれども、第Ⅱ期基本計画の取組状況として、法施行状況に関する審議の場などで審議されるものであります。

ただ、今回、政府がガイドラインを決定したということに伴って、経済センサス-活動調査の調査票もそれに基づいて設計しようとしておりますので、他の統計にも今後大きな影響を及ぼしていくことが予想されます。

そこで、この場において政策統括官室からそれぞれについてのガイドラインの内容を紹介していただきたいと思えます。

よろしく願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、お手元の資料のうち、資料6の参考資料3を御準備ください。

ここにありますように、産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議という府省横断的な検討の場を構築しておりまして、事務局を務めております政策統括官室から説明させていただきます。

では、消費税の取扱いから説明させていただきます。現在の状況ですが、「Ⅰ 売上（収入）金額を実額で把握している統計調査の実状」につきましては、3つに大別されるかと思えます。

一つは、報告者に消費税込みでの統一的な記入を求める統計調査でして、これを「税込記入」と称しております。例えば、工業統計調査でありますとか、特定サービス産業実態調査等につきましては、税込みでの統一記入を求めています。

2つ目といたしまして、原則消費税込みでの記入を求めるものの、報告者の負担にも配

慮し、税抜き記入も許容する統計調査があります。これを「原則、税込記入」と区分しております。例えば、今回の経済センサス - 活動調査であるとか、商業統計調査等がこの区分に該当いたします。ちなみに、ここに活動調査のところで※が入っておりまして、その下のほうに「※平成24年調査では」と記載がございますが、前回調査におきましては、1割弱、約9%の報告者の方が税抜きでの記入を選択し、記入していただいているところです。

また、決算情報等の転記を求める統計調査があります。これは法人企業統計調査や、学校基本調査が該当いたしますが、この決算情報に基づいて記入を求めている調査もあります。

この中では、大手企業の多くは税抜き決算を採用しているという状況もあります。

このような状況の中で、各調査実施者はその下の枠囲みでございますように、「原則、税込記入」であるとか「決算情報」型の統計調査におきましては、報告者から報告のあった、税込み・税抜きが混在した個票データをそのまま集計いたしまして、基本表として公表するというような措置が講じられております。

ただし、経済センサス - 活動調査であるとか、法人企業統計調査では、税込み補正又は逆に税抜き補正した推計値をそれぞれ参考値として公表し、報告者の利便性の向上を図っているところです。

2ページ「Ⅱ 検討の経緯等」ですが、このような現状の中で、第Ⅱ期基本計画の策定に向けて審議しておりました本委員会における平成24年度統計法施行状況審議、また、第Ⅱ期基本計画案を総務大臣から諮問いたしました諮問審議におきまして、ここに掲げております1、2つ目のところにありますように、税込み・税抜きが混在した集計結果の提供は、経済規模の把握精度に支障を及ぼす可能性もあるのではないかと御指摘いただいております。

このため、第Ⅱ期基本計画におきましては、各府省でその対応について検討の場を設け、早期に結論を得るということが記載されているところです。その際、国民経済計算や産業連関表との連携も十分考慮をするようにというような御指摘、記述も付されております。

これを受けまして、冒頭説明いたしましたように、昨年4月に検討会議を設置いたしまして、さらにその下にワーキンググループを設置いたしまして、ほぼ1年間にわたり検討を進めてまいりました。その検討に当たりましては、平成23年産業連関表の推計方法を基にいたしまして、補正の推計等の在り方、方法論についても、具体的に有識者の御知見も活用しながら検討を進めてまいったところです。

そういった中で、今般5月19日付けで税抜きデータを税込み補正し、税込みに統一的に集計した結果を提供するとのガイドラインが策定されたところです。

「Ⅲ ガイドラインの概要」について説明いたします。

このガイドラインでは、当面、その対象「1 適用範囲」は「原則、税込の記入とするものの、税抜記入も許容している主要構造統計調査のうち、事業所母集団DBに記録する

統計調査」具体的には経済センサスや商業統計調査等、4つの統計調査については、このガイドラインに従った対応を求めているところです。

これ以外の統計調査の中でも、例えばこれは一般統計ですが、国民経済計算の推計に活用されている中小企業実態基本調査といった調査や、動態統計調査においても、本ガイドラインに準じた対応を検討できないかということ、個々に対応を考えていただくということになっております。

また「2 適用時期」につきましては、今回諮問しております、平成28年の経済センサス-活動調査から適用を開始いたしまして、同調査以降、他の統計調査についても順次適用を始めたいと考えております。

「3 補正方法」ですが、税込み・税抜き混在して提供されているデータのうち、税込みで報告されているデータについては、従来どおりそのまま使用いたします。一方で、税抜きを選択し、その税抜きで報告された個票データにつきましては、平成23年の産業連関表を作成する際行っている「組替集計」という個別データに遡って税抜きデータを組み替え集計している手法がありましたので、それを参考にさせていただいて、消費税の課税制度の仕組みに沿いまして、可能な限り輸出又は海外取引の割合であるとか、課税、非課税品目等に応じた税額を算出して加算することとしております。

また、費用総額、売上原価等につきましても、費用項目の内訳を基に課税対象額を算出した上で、消費税率を乗じるなどの加算を行うこととしております。

なお、ここにありますように、この統一的な手法により、より精度が高まるというような補正手法を独自に導入することも可能としております。詳細は、本日は説明を割愛させていただきますが、別紙を御参照ください。

4 ページですが、この「4 情報更新」が必要となってまいります。今後、制度の変更等も予定されておりますので、補正に用いる品目及び業種につきましては、その区分等を最新の情報を把握し、補正を実施することが必要になります。

この情報更新につきましては、府省横断的な電子掲示板等を活用し、情報共有する仕組みを構築したいと考えております。

「5 結果公表」ですが、こういった補正を実施した場合には、これまでのように税込み・税抜きの混在集計を基本表とするのではなく、税込み額に統一した集計結果を基本表として提供することを基本に考えております。

ただし、詳細な補正を実施することが困難な統計調査につきましては、どの部分が税込みなのか税抜きなのかといったような情報を参考に提供して、利用者の利便性を向上させるというような措置を講じてもらうこととしております。

補正を実施した場合には、どのような補正をしているかとか、方法はこのような方法でやりましたということ、結果公表時にホームページ等で提供し、これまでのデータとの比較において支障が生じないよう配慮していただくこととしております。

最後になりますが、「6 見直し」という項目が付いております。作ったばかりでもう

見直しかと思われるかもしれませんが、この消費税を取り巻く今後の情勢変化、税率の変更だけではなく、様々な制度が議論されているところです。

そういった制度の変更に応じまして、また、現在5月19日付けで策定いたしましたガイドラインにつきましても、今後不備な点等があれば合わせて見直しを適切に実施していくこととしているところです。

消費税のガイドラインにつきましてもの説明は以上です。

続きまして、資料6の参考資料4をお手元に御用意ください。労働者の区分に関する取扱いについての説明です。

まず「Ⅰ 検討の経緯」ですが、委員長からも御指摘がありましたように、この事項につきましても、第Ⅱ期基本計画の策定に向けた検討を行っている際に、第Ⅰ期基本計画の進捗状況に関する統計法施行状況審議や諮問審議の過程で頂いた御意見を参考にしているものです。ここの上の枠囲みの更に枠囲みにありますように、そういった統計委員会の御指摘を踏まえまして、労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省がまとめる検証結果等を基に検討、検証を進め、順次見直しを行うというような規定事項が、第Ⅱ期基本計画に盛り込まれているところです。

先ほど来説明しておりますように、この事項につきましても、先ほどと同じ検討会議におきまして、ワーキンググループの中でほぼ1年間、10回にわたりまして検討を重ね、今般5月19日付けでガイドラインを策定したところです。

では、そのガイドラインの概要を少し説明させていただきたいと思えます。2ページ目です。

「Ⅱ 労働者区分等に関する概念の整理」に当たって、我々が大変苦慮しましたのは、労働者の区分というのは法律上明定されておりません。例えば、一般的に言われている正社員であるとか正規労働者、また、常用労働者といったような区分につきましても、法律上定められたものではありませんし、体系的にも整理が十分には行われていないというような状況ですし、現在のところ国際分類においても、詳細に定義等がなされているという状況ではありません。

このような状況の中、第Ⅱ期基本計画を策定する際にも参考にさせていただいた厚生労働省の研究会におきまして、一定の方向性を示していただいております。これによりますと、直接・間接雇用の別、雇用契約期間や所定労働時間といった視点で、その働き方を区分していこうという御指摘があります。

ワーキンググループでは、この御指摘を踏まえ、この下の3段階に区分いたしまして検討を行ってまいりました。この下にある図はあくまで概念図ですので、この直接と間接が両方同じ量があるとか、正社員と正社員以外が同じ量があるとかというようなものではなく、あくまで概念を整理したものです。

第1レベルとしましては、直接・間接雇用の区分でいけば、自企業で雇用されている者か、派遣等の労働者なのかという区分があります。この部分については、一部不整合な部

分もありますが、おおむね統一的に区分、調査されていることから、平成26年度の検討対象とはせず、その横の第2レベルの常用労働者・臨時労働者の区分及びその常用労働者の内訳の区分につきまして、平成26年度は検討を進めてまいったところです。

3ページですが、まず先ほどの第2レベルですが、「『常用労働者』と『臨時労働者』の区分」です。この下の図を見ていただいたら分かりやすいのですが、現在常用労働者につきましては、雇用契約期間、無期であるとか有期雇用であるとかというような部分と、実労働日数という概念が加わっております。前2か月それぞれ18日以上働いた者か、上記以外の者かで、常用労働者に区分されるか、臨時労働者に区分されるかというところがあります。

ただし、この前2か月それぞれ18日以上働いた者というのは、戦後間もなくから当時の雇用、行政の要請に従って設けられたものでございますが、現在その必要性がどれだけあるのかとか、統計委員会における審議の過程では、この部分が世帯系統計の区分との比較可能性の支障となっているという御指摘もありました。

もう一つ、その世帯系統計との比較可能性の支障という意味では、その雇用計画期間の有期雇用労働者の部分ですが、現在1か月超ということで、1か月を超える期間という部分と、1か月以内か日々雇用という部分で、臨時労働者を区分している部分があります。

一方で、世帯系統計では、有期雇用を1か月以上か1か月未満かというような区分で把握しております。

そういった一部世帯系の統計調査と不整合が生じているという部分について、今回この下にありますように、世帯系統計と合わせることによって、比較可能性を向上させる、さらに、全2か月18日以上働いたという部分につきましては、報告者においてもその記入に当たっての負担となっている部分でしたので、それを簡素化するという方向で検討を進めてまいりました。

検討に当たりましては、それぞれのこの影響が、常用労働者という区分は各種サンプル調査の母集団情報として利活用されております。また、復元推計をするときもベンチマークとして使用されているという重要な部分ですので、今回の変更による変動がどの程度生じるかということの詳細に厚生労働省の協力を得まして、試算していただきました。

その結果、その影響は最大限1%に満たないであろうという試算結果が出ましたし、ここを御覧いただければ分かるのですが、この2つの変更によって、それぞれプラスに働く部分、マイナスに働く部分がありますので、それが相殺されることにより、さらにその影響は少なくなるのではないかと考えております。

また、報告者の記入負担等については、ヒアリング、試験調査等も実施いたしまして、検討、検証を重ね、今回この新区分への移行を行うというガイドラインを策定することとしたものです。

4ページ目ですが、第3レベルと整理しております常用労働者の内訳区分です。

現状ですが、事業所・企業を調査対象とする統計調査におきましては、2つに大別でき

ます。それと申しますのは、「労働状況の把握を主目的とする統計調査」例えば、賃金構造基本統計調査等におきましては、既に雇用契約期間や所定労働時間等の指標を中心に常用労働者を区分しております。

一方、「事業活動の把握を主目的とする統計調査」今回諮問対象となっております経済センサス、工業統計調査等につきましては、事業所内の呼称である「正社員・正職員などと呼ばれている者」か「それ以外の人（パート・アルバイトなど）」なのかを基準として常用労働者を区分しているという現状です。

ワーキンググループにおきましては、ただ今説明させていただいた後者の「事業活動の把握を主目的とする統計調査」においても、「労働状況の把握を主目的とする統計調査」と同様に、現在よりもより客観的な指標により常用労働者を内訳し、その結果を提供するという余地につきまして、実査可能性であるとか報告者負担等に関する検証、検討を含めて実施してきたところ です。

その結果、まず原則としましては、「労働状況の把握を主目的とする統計調査」、例えば雇用契約期間、所定労働時間の感覚でいいますと、無期雇用なのか有期雇用なのか、さらに、それが無期雇用でかつフルタイムの方なのか短時間労働の方なのかというような区分をいたしまして、例えば今の話でいけば4区分、更に男女別で8区分といったようなところで、より客観的な手法を用いて区分します。つまり、「労働状況の把握を主目的とする統計調査」に沿った対応を進めていこうということを原則としております。

一方で、調査の目的であるとか、報告者の記入負担、調査票のレイアウト上の制約というものから、このような詳細な区分を採用することが困難な統計調査におきましては、事業所・企業における処遇に基づき、「正社員・正職員としている人」というような形と、それ以外の者ということで区分して把握する措置も可能としているところでございます。

最後に5ページ目ですが、今般政府で合意いたしましたこのガイドラインにつきましても、適用範囲を事業所母集団データベースに記録する基幹統計調査のうち、このような区分を実施している、調査事項としている統計調査に適用していくということにしております。経済センサスを始めとして、8つの統計調査が該当いたします。

その他、事業所・企業を調査対象とする統計調査においても、このガイドラインに準じた対応を検討していただくというところは、消費税の部分と同様です。

適用時期につきましては、平成28年のこの現在諮問中の経済センサス - 活動調査から適用を開始し、同調査以降他の統計調査についても、順次適用するということにしております。

最後ですが、更なる検討といたしまして、以下のような点を今後検討していくこととしております。

先ほど説明の中で、間接・直接の部分についても、一部課題がないわけではないと申し上げましたが、そういったところで整理が必要な事項があります。

今般の第2レベルの変更により、事業所・企業を対象とする調査と、世帯・個人を対象

とする統計調査においては、ほぼ同じ定義で比較可能性が高まった部分があります。ただし、その部分について、例えば常用労働者ではなく雇用者であるとかいったような形で、必ずしも用語は統一されていないということで、この部分について、利用者の利便を第一に考えまして、そういった比較可能性をさらに向上させるような手段、例えば雇用者、労働者といったような単語ではなくて、無期雇用なのか有期雇用なのかといったような定義自体を示すことによって、集計結果を公表していくというの、一つの考え方ではないかということも含め、今後検討を進めていくこととしております。

最後に、常用労働者の内訳区分につきましては、原則と例外という形で今般取りまとめております。事務局としましても、各府省の思いとしましても、可能な限り原則を進めていこうという部分は、認識は共通としているところですが、一方で実査可能性ということを考えれば、報告者の負担等を考えれば、今回の対応の中では限界があったのも事実です。

そういったところにつきましては、今後引き続き検討を重ね、更らに改善を図ってまいりたいと、ガイドラインについては、必要に応じて今後も見直しを含めて検討してまいりたいという姿勢でおります。

私からの説明は長くなりましたが以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明について、御質問等があればお願いいたします。

では、北村先生から。

○北村委員 確認なのですが、今の労働区分に関する御説明ですが、全般的にいうと、労働関係の統計であれば第3レベルまで細かく見るのだが、事業所・企業系の統計についてはレベル2までで、それより細かい事はあえてしない、そういう理解ですか。

それとも、全体的に長期的には概念を全部統合して行って、収れんさせるという考えですか。どのようなガイドラインになっているのでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 今、お話がありましたように、長期になるのか中期になるのかはともかくといたしまして、今後も引き続き報告者の記入の御負担であるとか、認知度等も踏まえまして、可能な限り原則である、より細かく更に客観的な区分で、多くの調査が全てというわけにはどうしても限界があってできないという部分はあろうかと思いますが、可能な限りそのような方向性を目指すということ、このような言い方をしたら申し訳ないのですが、今回のガイドラインはその改革をしていくための第一歩だと位置付けております。

○西村委員長 どうぞ、前田委員。

○前田委員 説明どうもありがとうございました。

いずれの取組もユーザーの利便性の向上につながるという点で非常に前向き、精力的な取組であると感じました。

その上で、1点は要望、1点は質問ということなのですが、消費税の方です。まず、経済センサスといいますか、構造統計から進められるということで、いずれ動態統計

にも展開していくということですが、先ほども経済産業省生産動態統計の御説明がありました。鉱工業統計や、QEの推計にも使われる非常に重要な統計であると思いますので、できれば早目に進めていただくとありがたいと思います。

もう一点であります。もう御説明があったようにも思うのですが、労働者区分の方の話なのですが、いわゆる家計、世帯を対象とする統計、例えば労働力調査、労働力統計というものがありますけれども、これについては、将来どうするか検討していくというのが今の御説明ですか。それとも、同じように比較的早期になさるといようなお話ですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 本来と申しますが、主には我々の現在の取組というのは、事業所・企業を対象とした経済統計の取組について、各府省で検討しているところです。

ただし、先ほど最後に申しました利便性の高い結果提供というところになりますと、やはり世帯系統計との整合性を確保していく、特に、結果公表に当たっては、認識が共通化できるところは共通にして、公表していくという、それぞれが対応していくということも必要だと思いますので、平成27年度以降の検討に当たっては、そういった世帯系統計の方にも議論に参加していただいて、認識の共有、このガイドラインの推進を図ってまいりたいと考えているところです。

○西村委員長 いかがでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、引き続き、今、御指摘いただいた点も踏まえて、サービス統計・企業統計部会において、御審議いただきますようお願いしたいと思います。その際、ガイドラインは尊重しつつ、何が問題であるかということがきちんと分かっている必要があります。調査の審議としては、単にガイドラインに合わせるということで行うのではなくて、やはり統計を作るという立場から見て、一番望ましいものは何かという立場から審議をお願いしたいと思います。

ガイドラインそのものは、またこの統計法施行状況審議の場でもう一度きちんと議論をして、必要ならばいろいろな要望を出すという形にしていきたいと思います。ですから、ガイドラインそのものを議論するというわけではありませんが、いわばその精神と、統計を作る立場からの問題とを突き合わせながら審議していただきたいと思います。

それでは、御審議のほどよろしくお願いします。

本日の議題は以上です。

次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は6月25日木曜日の10時から、本日と同様この会議室で開催することといたします。

詳細につきましては、別途また御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第87回統計委員会は終了いたします。

ありがとうございました。